

3 少子化対策の推進について

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第15回出生動向基本調査（H27）によると、夫婦の理想とする子ども数は2.32人、実際に持つ予定の子ども数は2.01人といずれも過去最低になるとともに、予定の子ども数が理想の子ども数を下回っている理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した夫婦が56.3%と最も多くなっている。

また、内閣府が実施した結婚・家族形成に関する意識調査（H26）によると、「結婚しなくてもよい」と回答した20歳から39歳の男女が3割を超えるなど、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の流れが今後も続くことが懸念されている。

こうしたことから、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の実現を目指すため、結婚支援、出産・育児の不安解消、子育て世代の経済的負担軽減や、待機児童解消、ワーク・ライフ・バランス推進などの仕事と子育ての両立支援が喫緊の課題となっている。

さらに、若者の結婚に対するポジティブイメージの醸成や、世代を引き継いでいくことの大切さを認識してもらうことも含め、結婚・妊娠・出産・子育てに対する温かい社会づくりが必要である。

我が国における合計特殊出生率は1.44（H28）と低迷し、国が推進する「ニッポン一億総活躍プラン」にて掲げる目標「希望出生率1.8の実現」を達成するためには、一刻の猶予もない危機的状況にある。

少子化対策は、将来にわたって我が国が活力を維持していくための最重要課題であることから、結婚・妊娠・出産・子育てに対するあらゆる支援に国が自ら主体的に取り組むとともに、地方自治体にとっても地方創生の要であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため、結婚支援などに対象事業が特化されている地域少子化対策重点推進交付金について、妊娠・出産・子育ての支援に係る取組を対象事業に加えるとともに、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するため、補助率の拡大や運用の弾力化を図ること。

2 夫婦が理想とする数の子どもを持つことができるよう、保育料の無償化などをはじめとした子育て世帯への財政的支援に取り組むこと。

また、妊娠・出産を希望する夫婦に対しては、特定不妊治療に対する助成内容のさらなる拡充や医療保険の適用を図るとともに、早期に不妊治療を開始できるよう不妊検査費の助成制度を創設すること。

3 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行と定着を促進し、施設整備などの「量の拡充」及び職員の処遇改善などの「質の向上」を着実に進めるため、国において必要な額を確保すること。

特に、職員の処遇改善については、保育士不足の課題を抱える地域の実情に鑑み、全産業と比較して低位にある保育士給与の格差是正や、保育士の働きやすい職場環境の改善に向けて、国が責任を持って主体的に取り組むこと。

4 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、国として結婚や子育ての素晴らしさを伝えるための機運醸成に積極的に取り組むとともに、小学校から高等学校までの道徳教育などにおいて、世代を引き継いでいくことの大切さを認識したり、妊娠・出産に関する医学的に正しい知識を身に付けたりできるように取り組むこと。

5 子どもの貧困対策について、国が定める「子供の貧困対策に関

する大綱」に示されている取組を恒久的かつ実効性のある施策として推進するため、さらなる財政的支援の充実を図るとともに、国が主体となって、都道府県別の子どもの相対的貧困率に係る調査を実施し、現状の把握等に努めること。

また、各都道府県が子どもの生活実態を様々な視点から把握し、よりきめ細やかに施策に反映するための調査を円滑に実施できるよう、方法や項目などについての統一基準をガイドラインとして示すこと。